

令和3年3月16日

お知らせ

課名	経営支援課 金融支援班
担当	岡本・土肥
内線	5191・5194
直通	086-226-7361

危機対策資金（新型コロナ特別対応）を創設します。

新型コロナウイルス感染症による経営への影響の長期化が懸念されることから、県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金の融通を円滑化するとともに、金融機関の継続的な伴走型の支援により、早期の経営改善等を図ることを目的として、危機対策資金の中に「**新型コロナ特別対応**」を創設し、4月1日から取扱いを開始しますので、お知らせします。

資金名	危機対策資金（新型コロナ特別対応）
融資の対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高等が15%以上減少し、市町村長からセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証に該当する旨の認定を受け、金融機関の継続的な伴走型の支援を受けて早期の経営改善等に取り組む中小企業者
資金用途	運転資金及び設備資金 ※借入済み融資の借換えは不可
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	当初3年間：年0.5%以内、4年目以降：年1.15%以内
保証料率	年0.20%（伴走支援型特別保証）
保証人	原則として法人の代表者以外の者を連帯保証人としません。
担保	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。
申込手続き	取扱金融機関を経由して信用保証協会へ申し込む。
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
問合せ先	融資については、お近くの取扱金融機関へご相談ください。

【参考】危機対策資金の概要

対 象 者		融 資 限度額	融 資 期間	据置 期間	融 資 利率	保証 料率
1	取引先の倒産や災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	8,000 万円	10年 以内	2年 以内	1.15% 以内	0.8%
2	全国的な信用収縮により経営の安定に支障を生じている中小企業者					
3	知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている中小企業者				1.65% 以内	0.45% ～ 1.52%
4	事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する中小企業者					
5	防災対策を実施する中小企業者					
6	経済産業大臣から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う中小企業者					
7	（新）新型コロナ特別対応 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、金融機関の継続的な伴走型の支援を受けて早期の経営改善等に取り組む中小企業者	4,000 万円	10年 以内	5年 以内	当初 3年間 0.5% 以内 4年目 以降 1.15% 以内	0.2%